

神戸市告示第 553 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 22 年 12 月 24 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する区域

須磨区車字菅ノ池 1351 番 14 の一部  
須磨区妙法寺字菅ノ池 3 番 2 の一部

(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

